

香川県電子入札運用基準 ～建設工事及び建設コンサルタント業務等～

(平成17年5月18日 17土監第13514号 土木部長通達)

〔沿革〕平成17年9月29日、平成18年3月31日、平成18年5月22日、平成19年3月30日、平成21年12月15日、平成24年3月27日、平成27年3月27日、平成28年3月30日、平成30年3月30日、令和4年3月31日改正

第1 趣旨

この運用基準は、法令、香川県規則その他関係規程に定めるもののほか、香川県が発注する建設工事及び委託業務(庁舎管理に係るものを除く。)(以下「案件」という。)を、かがわ電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して発注する場合の手続等について定めるものとします。

第2 電子入札について

1 電子入札システムについて

かがわ電子入札システムは、入札(見積り合わせを含む。以下同じ。)に関する手続について、発注案件情報の公表、入札参加者への通知、入札書の提出、開札、落札者決定、入札結果の公表等の一連の手続をインターネットを利用して電子的に行うものです。

2 電子入札の実施

案件の発注に当たって電子入札で行う旨を指定した案件(以下「電子入札案件」という。)は、電子入札システムで処理することとし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される案件(以下「WTO対象案件」という。)を除き、原則として、紙による申請書(添付書類を除く。)や入札書の提出は認めないものとします。

3 電子入札システムの運用時間

電子入札システムの運用時間は、次のとおりとします。ただし、電子入札システムの保守、点検等のため必要が生じた場合は、利用者への事前予告を行うことなく、運用の停止又は中断を行うことがあります。

運用時間
午前8時から午後10時まで

第3 案件登録

1 各受付期間等の設定

開札予定日時は、入札書提出締切日時の翌日(香川県の休日を定める条例(平成元年香川県条例第1号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という)に当たる場合は、その翌日)を標準とします。

工事費内訳書の提出を求める場合における内訳書開封予定日時は、開札予定日において、内容確認に要する時間を勘案して、開札予定日時前に設定します。

その他の期間等の日時設定については、各入札方式とも、従来の紙による入札(以下「紙入札」という。)における運用に準じて設定します。

2 登録事項の変更

登録した案件について県の錯誤等があり入札手続を継続できない場合は、その案件を中止し、新規案件として登録し、再度、公告、入札執行通知等を行います。

この場合には、電子入札システムにより、手続を中止した旨を通知するとともに、既に申請書等を提出している入札参加者に対しては、電話等の方法による連絡も行います。

3 紙入札への切替時の処理

特段の事情により入札手続が継続できないと発注者が判断した場合は、入札を中止し、又は紙入札への変更をします。

この場合には、電子入札システムにより、入札手続を中止した旨を通知します。

第4 入札参加申請書等の取扱い

1 有効な入札参加申請書等

一般競争入札参加資格確認申請書、公募型指名競争入札参加申込書等の参加申請書（以下「入札参加申請書」）は、原則として、電子入札システムにより入札参加者から参加申請書受付締切日時までに提出されたもののみを有効なものとして取り扱います。

2 申請添付資料の提出方法

入札参加申請書提出の際に添付を求める書類は、原則として、紙による書類を提出場所として指定された場所に持参してください。

第5 入札参加資格確認申請書等に添付する書類

1 添付書類の提出方法

一般競争入札入札参加資格確認申請書に添付する書類（以下「添付書類」という。）を電子ファイルとして作成し、電子入札システムにより提出する場合は、以下の方法によってください。

なお、電子ファイルの容量が5メガバイトを超える場合は、電子入札システムによる添付ができません。

2 添付書類の作成方法

添付書類は、次のいずれかのファイル形式により作成してください。ただし、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう注意してください。

なお、電子ファイルの圧縮を行う場合は、ZIP形式で圧縮してください。ただし、自己解凍形式により圧縮したファイルの提出は認めません。

- (1) Word2007, 2010, 2013, 2016のバージョンで作成されたWord形式（拡張子: docx）
- (2) Excel2007, 2010, 2013, 2016のバージョンで作成されたExcel形式（拡張子: xlsx）
- (3) Adobe Acrobat XI, Adobe Acrobat DCのバージョンで作成されたPDF形式
- (4) 画像ファイル（JPEG形式又はGIF形式）
- (5) 上記の形式のほか、発注者が特別に認めたファイル形式

第6 工事費内訳書等

1 工事費内訳書、総合評価方式における技術提案書（総合評価方式の場合）及びプロポーザル方式における技術提案書（以下「工事費内訳書等」という。）の提出方法

工事費内訳書等は、電子ファイルとして作成し、電子入札システムにより入札書に添付する方法により提出してください。

ただし、電子ファイルの容量が2メガバイト（プロポーザル方式の場合は7メガバイト）を超える場合は、電子入札システムによる添付ができませんので、持参により提出するものとします。

2 持参の場合の提出方法

工事費内訳書等を持参により提出する場合は、次の内容を記載した電子ファイルを電子入札システムにより入札書に添付した上で、内訳書開封予定日時に、開札場所に紙による工事費内訳書等を持参してください。

- (1) 持参する旨の表示
- (2) 持参する書類の目録

3 工事費内訳書等の作成方法

工事費内訳書等は、次のいずれかのファイル形式により作成してください。ただし、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう注意してください。

なお、電子ファイルの圧縮を行う場合は、ZIP形式で圧縮してください。ただし、自己解凍形式により圧縮したファイルの提出は認めません。

- (1) Word2007, 2010, 2013, 2016のバージョンで作成されたWord形式（拡張子: docx）
- (2) Excel2007, 2010, 2013, 2016のバージョンで作成されたExcel形式（拡張子: xlsx）
- (3) Adobe Acrobat XI, Adobe AcrobatDCのバージョンで作成されたPDF形式
- (4) 画像ファイル（JPEG形式又はGIF形式）
- (5) 上記の形式のほか、発注者が特別に認めたファイル形式

4 入札書への技術提案書の添付

総合評価方式の場合で技術提案書の提出が必要なときは、入札書の送信時に、ファイル添付機能により技術提案書を添付して送信してください。

第7 ウィルス対策について

入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入するなどの対策を講じてください。

ウィルス対策用アプリケーションソフトの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、添付書類、工事費内訳書等を提出する前に必ずウィルス感染チェックを行ってください。

万一、入札参加者から提出された添付書類、工事費内訳書等がウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、ウィルスに感染している旨をその入札参加者に電話等の方法で連絡し、原則として、持参により提出するよう指示するものとします。

第8 辞退

1 入札書提出前の辞退

電子入札システムにより入札辞退届を提出することにより、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札書提出後の辞退

電子入札システムによる入札書提出後の辞退は、原則として認めません。

3 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い

入札書提出締切日時になっても入札書が電子入札システムに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなします。

第9 開札

1 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後速やかに行います。ただし、紙入札による入札参加者がいる場合には、入札執行責任者の開札宣言後、紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから電子入札システムによる入札書の開札を行います。

2 開札時の立会い

電子入札案件については、原則として、入札者の立会いは行わないものとします。ただし、紙入札による参加者がいる場合において、立会いを希望する入札者がいるときは、その者を立会わせて開札を行います。

3 くじの実施

落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじの方法により落札者を決定します。

4 電子くじの方法

入札者は入札時に3桁の「くじ申込番号」を入力するものとし、電子くじを実施する場合は、「くじ申込番号」を基に電子入札システムにより無作為に決定される「くじ番号」によって落札者を決定します。

なお、入札時に「くじ申込番号」の入力が省略された場合は、「000」と入力されたものとみなして、電子入札システムが「くじ番号」を決定します。

5 開札が遅延した場合の対応

開札予定日時から落札決定通知書、再入札通知書等の発行までに著しく時間を要する場合には、入札参加者に対し、電子入札システムにより情報提供を行います。

6 開札の延期又は中止

開札の延期又は中止をする場合には、入札参加者に対し、電子入札システムにより開札を延期し、又は中止する旨を通知します。

7 入札結果の公表について

落札者決定を行った場合は、電子入札システムにより入札参加者に通知します。
また、入札結果については、インターネットにより公表します。

第10 再度入札

1 再度入札の開札時期

再度入札（再度見積りを含む。以下同じ。）を行う場合は、原則として、1回目の開札の翌日（翌日が休日の場合は、その翌日）に開札を行います。

2 再度入札受付期間

再度入札の受付は、1回目の開札の当日及び翌日（翌日が休日の場合は、その翌日）の午前10時までを標準とします。

第11 不落随契の不実施

不落随契（落札者がいない場合の随意契約をいう。）は、原則として実施しないものとします。

第12 入札参加者の利用者登録及び電子証明書の取扱い

1 電子入札システムへの利用者登録

入札参加者が初めて電子入札システムを利用する場合（登録済み事項の変更の場合を含む。）及び新たに電子証明書（ICカード等をいう。以下同じ。）を取得した場合には、電子入札システムに利用者登録を行ってください。

2 電子入札を利用することができる電子証明書

電子入札を利用することができる電子証明書は、香川県に対し入札参加資格審査申請を行い、企業ID及びパスワードの交付を受けている企業（支店、営業所等が入札参加資格審査申請を行っている場合は、その支店、営業所等）の代表者の名義の電子証明書に限ります。

3 特定建設工事共同企業体における電子証明書の取扱い

特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）は、その代表構成員の代表者が取得し、その代表構成員が単体企業用として電子入札システムに登録した電子証明書を使用して、電子入札を行います。したがって、特定JV用としての利用者登録は必要ありません。

なお、特定JVとしての応札に当たっては、特定JVの各構成会社の代表者から代表構成員の代表者に対する入札及び見積に関する権限についての委任がなされている旨の委任状を発注者に提出する必要があります。

4 利用者登録についての留意事項

- (1) 電子証明書を紛失、失効、閉塞又は破損した場合には入札に参加できないので、予備の同一名義人の電子証明書を準備しておくことを推奨します。
- (2) 建設工事と建設コンサルタント業務の両方の入札に参加する場合には、電子証明書は共用できませんので、それぞれに電子証明書の取得が必要です。

5 電子証明書の不正使用等の取扱い

入札参加者が電子証明書を不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めません。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行いません。

<不正に使用等した場合の例示>

- ①他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ②代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の電子証明書を使用して入札に参加した場合

6 電子証明書の有効期限

有効期限の切れた電子証明書では、入札に参加できません。

電子入札システムに登録済みの電子証明書の有効期間の残りが2週間以内の場合は、入札事務に支障が生じるおそれがあるため、指名業者として選定されない場合があります。

有効期限末日の2週間前までに、電子証明書の更新を行ってください。

第13 紙入札での参加を認める基準

1 当初から紙入札での参加を認める基準

入札参加者は、電子入札案件については、WTO対象案件を除き、紙入札を行うことはできません。ただし、企業名、代表者等の変更により、電子証明書の再取得の途中であって、発注者がやむを得ないと認めた場合に限り、紙入札を認めます。

2 電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札の手続の開始後、入札参加者が紙入札への変更を求めた場合には、企業名、代表者等の変更による電子証明書の再取得手続のために電子入札の続行が不可能であり、かつ、全体の入札手続に影響がないと認められる場合に限り、電子入札から紙入札への変更を認めるものとします。

3 紙入札に移行する場合の取扱い

発注者は、前2項の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する業者として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては電子入札に係る作業を行わないよう指示するものとします。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱います。

第14 システム障害等の取扱い

1 入札参加者側の障害の場合

入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告が入札書提出締切日時までにあった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査・確認を行うものとします。

調査・確認の結果、すぐに復旧できないと判断され、かつ、次の各号のいずれかに該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更(延期)を行います。ただし、電子証明書の紛失・破損、パソコンの不具合等の入札参加者の責任による障害であると認められる場合は、時刻の変更(延期)は行いません。

- (1) 天災
- (2) 広域・地域的停電
- (3) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害
- (4) その他時間延長が妥当であると認められた場合

変更後の開札予定日時を直ちに決定できない場合においては、無期延期とする旨の日時変更通知書を送信します(送信できない場合は、電話等の方法で対応します。)。この場合においては、その通知書には開札日時決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合に、再度変更通知書を送信します(送信できない場合は、電話等の方法で対応します。)

2 電子入札システム又は香川県側の障害の場合

電子入札システム又は香川県側のシステム等に障害が発生し、発注者又は入札参加者が電子入札システムを利用できない場合には、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更(延長)を行います。この場合には、電話等の方法により、入札参加者に対しその旨の連絡を行います。

変更後の開札予定日時を直ちに決定できない場合においては、無期延期とする旨の日時変更通知書を送信します(送信できない場合は、電話等の方法で対応します。)。この場合においては、その通知書には開札日時決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合に、再度変更通知書を送信します(送信できない場合は、電話等の方法で対応します。)

なお、電子入札システムが長期にわたり利用できない場合には、紙入札に切り換えるものとし、電話等の方法により、入札参加者に対しその旨の連絡を行うものとします。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年5月23日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年1月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。